



## I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国・サハリン帰国生徒	C.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	有
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	○	○
2-1の名称		外国人生徒等入学者選抜	海外帰国者入学者選抜	海外帰国者入学者選抜
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
2-2.滞日年数制限		(1)有りの生徒:令和6年2月1日現在、入国後の在留期間が通算で6年以内の者、(2)無しの生徒:日本語以外の言語文化を持ち、中学校等において出願時に日本語の習得に係る個別の指導を受けている者若しくは日本語の習得に係る個別の指導が必要であると中学校長等又は県教育委員会が認めた者	中国等の海外から、原則として令和3年4月1日以降に、永住するために引き揚げてきた者の子	保護者の海外勤務等に伴う帰国者にあつては、原則として、海外での生活が2年以上で、令和4年4月1日以降に帰国した者
2-3.措置の内容		選抜における科目減(数学、英語を実施)、及び、国語に替えて作文、社会及び理科に替えて面接(日本語又は英語による)とする。	選抜における科目減(国語、数学、英語を実施)、及び、社会に替えて作文及び理科に替えて面接とする。	選抜における科目減(国語、数学、英語を実施)、及び、社会に替えて作文及び理科に替えて面接とする。
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受験(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		把握せず	把握せず	把握せず
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		×	×	×
3-1の名称				
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
3-2.滞日年数制限				
3-3.入学枠のある学校数/全学校数				
3-4.学校名				
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択				
3-7.試験内容				
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受験(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2023年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入		特別措置の実施校について:全ての高校で対応する。 特別措置の募集定員について:当該学科の募集定員に含めるものとするが、応募状況によっては、若干の弾力的扱いができるものとする。	特別措置の実施校について:全ての高校で対応する。 特別措置の募集定員について:当該学科の募集定員に含めるものとするが、応募状況によっては、若干の弾力的扱いができるものとする。	特別措置の実施校について:全ての高校で対応する。 特別措置の募集定員について:当該学科の募集定員に含めるものとするが、応募状況によっては、若干の弾力的扱いができるものとする。

## II 定時制高校について

	D.外国人生徒	E.中国・サハラ以南の帰国生徒	F.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択	有	把握せず	有
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記	○	○	○
2-1の名称	外国人生徒等入学者選抜	海外帰国者入学者選抜	海外帰国者入学者選抜
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			
2-2.滞日年数制限	(1)有りの生徒:令和6年2月1日現在、入国後の在留期間が通算で6年以内の者、(2)無し の生徒:日本語以外の言語文化を持ち、中学校等において出願時に日本語の習得に係る個別の指導を受けている者若しくは日本語の習得に係る個別の指導が必要であると中学校長等又は県教育委員会が認めた者	中国等の海外から、原則として令和3年4月1日以降に、永住するために引き揚げてきた者の子	保護者の海外勤務等に伴う帰国者にあつては、原則として、海外での生活が2年以上で、令和4年4月1日以降に帰国した者
2-3.措置の内容	選抜における科目減(数学、英語を実施)、及び、国語に替えて作文、社会及び理科に替えて面接(日本語又は英語による)とする。	選抜における科目減(国語、数学、英語を実施)、及び、社会に替えて作文及び理科に替えて面接とする。	選抜における科目減(国語、数学、英語を実施)、及び、社会に替えて作文及び理科に替えて面接とする。
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受験(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択	把握せず	把握せず	把握せず
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学者の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記	×	×	×
3-1の名称			
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学者のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択			
3-7.試験内容			
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受験(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択			
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2023年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入	特別措置の実施校について:全ての高校で対応する。 特別措置の募集定員について:当該学科の募集定員に含めるものとするが、応募状況によっては、若干の弾力的扱いができるものとする。	特別措置の実施校について:全ての高校で対応する。 特別措置の募集定員について:当該学科の募集定員に含めるものとするが、応募状況によっては、若干の弾力的扱いができるものとする。	特別措置の実施校について:全ての高校で対応する。 特別措置の募集定員について:当該学科の募集定員に含めるものとするが、応募状況によっては、若干の弾力的扱いができるものとする。

## Ⅲ 高校入学後の状況

1-1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無 ※有・無から1つ選択	有	
1-2.有の場合、その施策の具体的な内容 ※該当する項目にチェック	<input checked="" type="checkbox"/>	A.教育課程に位置づけられた日本語授業(特別の教育課程、学校設定科目、個別対応授業など単位として認定されるもの)の実施
	<input checked="" type="checkbox"/>	B.教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施
	<input checked="" type="checkbox"/>	C.母語(継承語)保持のための授業の実施
	<input checked="" type="checkbox"/>	D.担当教員の加配
	<input checked="" type="checkbox"/>	E.日本語の授業などの講師や支援者の雇用
	<input type="checkbox"/>	F.母語(継承語)の支援のための講師や支援者の雇用
	<input type="checkbox"/>	G.その他外部支援者(コーディネーターなど)の雇用
	<input type="checkbox"/>	H.日本語指導が必要な生徒を対象としたキャリア教育(出口支援)
その他の施策	「外国人児童生徒等教育・心理サポート事業」によりフレックススクール1校において、日本語学習及び基本的な学習のサポートをNPO法人に委託している。	
上記に該当する実施校の校数等	A~D 1校 E 7校	
補足事項	多言語通訳機の貸与 11校15台	
2-1.「1-2のA」において特別の教育課程での日本語授業を行っている?	いる	
2-2.行っている場合、実施校数、実施高校名	1校 県立太田フレックス高等学校	
2-3.行っていない場合、今後、教育委員会として実施計画はあるか? ある場合は、その実施予定年度、予定高校数など		
3.自治体の施策ではないが、各学校で個別に実施していることがあれば記入	日本語指導が必要な生徒が在籍している学校において、必要に応じてチームティーチングや個別指導、外部と連携したキャリア教育などを実施している。	
4.2023年度の入試において、海外で中学相当(学校教育における9年の課程)を修了し、来日後直接高校受験(受験)した者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合はその人数も記入	把握せず	
5.2022年度中に、直接来日後による編入学者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合は、その人数も記入	把握せず	

IV日本国内にある外国学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受検)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以て認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	中学校卒業程度認定試験を受験し合格した上で、受検資格を認めている。
1-2. 1-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受検)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受検)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以て認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	中学校卒業程度認定試験を受験し合格した上で、受検資格を認めている。
2-2. 2-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受検)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のI II特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国学校の在籍期間は、日本での在在期間に含むか否か ※日本での滞在期間に含むは「含む」、滞在期間に含めないは「含めない」のいずれかで記入	含む	
4.外国学校の中等部の卒業生について、2023年度入試において受験(受検)希望があったか ※あった場合「有」を記入、備考にその人数を記入。なかった場合は「無」を記入。把握していない場合は「把握せず」	把握せず	

## V 調査した人からのコメントや関係者の皆さんへお知らせ

※各地域を担当されている皆さんだから知っている地域情報を、皆さんの視点からご記入いただきたいです。

「他地域から皆さんが担当する地域に引越予定をしている中2の外国人生徒とその保護者に伝えたい情報」という想定で、いずれも公開されている情報について、ご無理のない範囲で、ご記入ください。

<p>1.日本語指導が必要な生徒の状況について、支援者の立場から、高校受験(受験)や高校進学に困難なケースや高校入試及び入学後の支援に関して課題と感じていること 高校入試や高校入学後の支援に関して、教育委員会や高校に期待すること</p>	<p>高校入学には入学試験があるのでそれに合格している外国人生徒には日本語・教科学習支援は不要ではないか、という意見が見られるが、外国人生徒は学習言語の語彙の蓄積が不足しており、一段とレベルが上がる高校の授業についていくのに困難さを抱える生徒が少なくない。それらの生徒の能力を伸ばすためにも日本語・教科学習支援が有効である。 文部科学省が令和5年度からの高校における日本語教育の特別的教育課程化の方針を出しており、群馬県においては令和5年度にモデル校1校にて試行し研究を実施している、ぜひ令和6年度はその本格的な実施をお願いしたい。実施に際しては、日本語修得が最終目的ではなく、授業の理解を促進するため、また、卒業後に日本社会で能力を発揮できるための日本語教育であることを踏まえた教育内容になることをお願いしたい。</p>
<p>2.日本語指導が必要な生徒を受け入れている私立高校の情報や課題など</p>	<p>学校法人群馬常磐学園 常磐高等学校にて、在校生向けに「国際教室」で日本語学習を実施中。</p>
<p>3.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所 ※担当地域内の団体名やURLなどを記入ください</p>	<p>母国語(ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語)による教育の電話相談「スクールホットライン群馬」(群馬県教育委員会からNPO法人 Gコミュニティへの委託事業) <a href="https://bit.ly/2rgNbW7">https://bit.ly/2rgNbW7</a></p>
<p>4.多言語による関連情報 ※担当地域の自治体やNPOなどで公開されているものがあれば、URLなどを記入ください。</p>	<p>・「ぐんまの外国につながる子供たちの学び応援サイト ハーモニー」(群馬県教育委員会 ポータルサイト) <a href="https://bit.ly/3G7hRAX">https://bit.ly/3G7hRAX</a> ・「外国ルーツの保護者と生徒のための、日本の高校、専門学校、大学への進学と職業がよく分かるセミナー」資料(群馬県教育委員会からNPO法人 Gコミュニティへの委託事業) <a href="https://bit.ly/3A1roWj">https://bit.ly/3A1roWj</a></p>
<p>5.公立高校入試の特別措置や特別入学枠の設置のこれまでの経緯 ※〇〇年に特別措置が導入された(その内容)、〇〇年に特別措置が改善された(内容)、〇〇年に特別入試枠が導入された(内容)、〇〇年に特別入学枠の校数が〇校になった。…などのこれまでの経過について、わかる範囲で簡潔にご記入ください。詳しい内容が掲載されているホームページがあれば、記載してください。</p>	<p>(1)群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項において、特別措置に関して、平成30年度版までは「海外帰国等入学者選抜」の項目の中で、「平成27年4月1日以降に初めて来日した者」という規定であり、幼児期の在留や、親の都合で日本と母国を行ったり来たりしたケースが対象外になってしまう内容であった。平成31年度版にて、「平成31年2月1日現在、入国後の在留期間が通算で3年以内の者」と改訂され、対象が拡大された。 (2)今般令和6年度版にて、「海外帰国者等入学者選抜」とは別項目「外国人生徒等入学者選抜」が設定され、外国人生徒が対象の施策であることがわかりやすく明示された。それに伴い、「通算6年」に拡大され、また、在留年数にかかわらず日本語指導が必要な生徒という対象がさらに拡大され、より多様性を受け入れる入試の方向が打ち出された。</p>
<p>6.その他 ※「こんな情報もあるよ!」ということ、メッセージや助言などがあれば、調査した人からの目線でぜひご記入ください。なお、そのままホームページには掲載致しません。</p>	<p>群馬県太田市にて、毎年6月(新型コロナの状況により変動あり)「多言語による高校進路ガイダンス」の開催あり。主催:外国にルーツをもつ子どもたちのための支援研究会、共催:太田市教育委員会、言語は、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、中国語、英語、タガログ語、日本語など。</p>